貿易保険法施行令 昭和二十八年政令第百四十一号

(定義

者」、「仲介貿易契約」、「仲介貿易者」、「技術第一条 この政令において、「輸出契約」、「輸出 十八条第二項第一号、第五十一条第二項、第六項から第十八項まで、第四十三条第一号、第四 資外国法人等」、「前払購入契約」、「前払購入 前払金又は関係外国法人をいう。 者、出資外国法人等、前払購入契約、前払購入 貿易者、技術提供契約、外国政府等、技術提供定する輸出契約、輸出者、仲介貿易契約、仲介 十六条第二項又は第六十九条第二項第一号に規 第一項から第六項まで、第九項若しくは第十五 法律第六十七号。以下「法」という。)第二条 人」とは、それぞれ貿易保険法(昭和二十五年 物」、「貸付金等」、「前払金」又は「関係外国法 法人等販売貨物」、「出資外国法人等仲介貿易貨 金貸付金債権等」、「仲介貿易貨物」、「出資外国 る権利等」、「海外事業資金貸付」、「海外事業資 者」、「海外投資」、「株式等」、「不動産に関す 提供契約」、「外国政府等」、「技術提供者」、「出 出資外国法人等仲介貿易貨物、貸付金等 海外事業資金貸付、 海外投資、株式等、不動産に関する権利 仲介貿易貨物、 出資外国法人等販売貨 海外事業資金貸付金債 9 8

型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに第二条 法第二条第一項の事項は、貨物の名称、(輸出契約等の定義)

は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並は第二条第三項の事項は、貨物の名称、型又取引の条件とする。

がうちをがことはつき半さける。 容、提供が行われる国、仕向国、提供の時期及容、提供が行われる国、仕向国、提供の時期の びに販売又は賃貸の条件とする。 は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並

又は賃貸する場合にあつては、引渡しの時期)主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、(出資外国法人等が、当該貨物をその本店又はに、の事務所が所在する国、仕向国、船積時期は銘柄及び数量、出資外国法人等の本店又は主は銘柄及び数量、出資外国法人等の本店又は主は発展の条第十項の事項は、貨物の名称、型又び方法並びに提供の条件とする。

並びに販売又は賃貸の条件とする

る事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく

内容、出資外国法人等の本店又は主たる事務所内容、出資外国法人等の本店又は主たる事務所の時期及び方法並びに提供の条件とする。供の時期及び方法並びに提供の条件とする。供の時期及び方法並びに提供の条件とする。

る。
は賃借料の額、支払の時期及び返還の条件とす並びに貨物の船積期日前に支払う貨物の代金又又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期

Jおりとする。 法第二条第十九項の政令で定める者は、次の

第十八条第一号において同じ。)第十八条第一号において同じ。)、信用金庫へ会に開掘同組合及び信用協同組合連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用協同組合法(昭和二十四年法律第百八十年号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。第十七条第一号及び第十月条第一号において同じ。)

業協同組合及び農業協同組合連合会十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三

金庫 選林中央金庫及び株式会社商工組合中央

(株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方と項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第二級和五十六年法律第五十九号)第二条第二四 外国の法令に準拠して外国において銀行法四 外国の法令に準拠して外国において銀行法四 外国の法令に準拠して外国において銀行法四 (株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方と)

第三条 法第十二条第二項第二号の保険は、次のして再保険を引き受ける保険)

と(イからホまで又はヌのいずれかに該当すいて貨物を輸出することができなくなつたこれかに該当する事由によつて輸出契約に基づ一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいず

める一定額を限度として塡補する保険 含む。)により受ける損失(仲介貿易貨物に 介貿易契約で定める船積期日から保険契約で 困難となつたと認められる場合において、仲 らホまで又はヌのいずれかに該当する事由 介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しく じた次のいずれかに該当する事由によつて仲 ける損失(輸出貨物について生じた損失を除 ことができなかつたことを含む。)により受 る期間を経過した日まで当該貨物を輸出する 出契約で定める船積期日から保険契約で定め 困難となつたと認められる場合において、 ついて生じた損失を除く。)を保険契約で定 定める期間を経過した日まで当該貨物を販売 生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく は賃貸することができなくなつたこと(イか く。)又は仲介貿易者が保険契約の締結後生 し、又は賃貸することができなかつたことを

仕向国において実施される輸入の制限又又は禁止外国において実施される為替取引の制限

外国における戦争、革命又は内乱によるは禁止

為替取引の途絶

口

本邦外において生じた事由による仕向国りその国に輸入することができないこと。 仕向国における戦争、革命又は内乱によ

ことができないもの又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰する又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰する外において生じた事由であつて、輸出契約

貿易契約を解除したこと。 国易契約を解除したこと。 「関易契約を解除したことの 「関助を解除したことでは一分貿易契約を一 が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一 は仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一 は仲介貿易対の相手方の責め は一分貿易契約を相手方が外

ずる事由 いての破産手続開始の決定その他これに進 リ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方につ

契約で定める一定額を限度として塡補する 該技術若しくは労務の提供の対価を回収する 貸した場合に次のいずれかに該当する事由に 易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃て生じた損失を除く。)、仲介貿易者が仲介貿 国における戦争、革命又は内乱により輸出貨ことができないことにより受ける損失(仕向 ことができないことにより受ける損失を保険 合に次のいずれかに該当する事由によつて当 提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場 貿易貨物について生じた損失を除く。)又は 仲介貿易貨物について生じた損失以外の仲介 することができないことにより受ける損失 物について生じた損失以外の輸出貨物につい ことができないことにより受ける損失(仕 技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の (仕向国における戦争、革命又は内乱により よつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回 て当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収する た場合に次のいずれかに該当する事由によつ 輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出し 収

又は禁止
イ 外国において実施される為替取引の制限

1 外国における戦争、革命又は内乱

めに帰することができないもの介貿易契約又は技術提供契約の当事者の責おいて生じた事由であつて、輸出契約、仲おいて生じた事由であつて、輸出契約、仲おのでは、イ及び口に掲げるもののほか、本邦外に

その他これに準ずる事由約の相手方についての破産手続開始の決定 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契

ものに限る。)
ものに限る。)
ものに限る。)

金の返還を受けることができないことによりに次のいずれかに該当する事由によつて前払の引渡しを受けることができなくなつた場合 前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物

として塡補する保険 受ける損失を保険契約で定める一定額を限度

又は禁止 外国において実施される為替取引の制限

- 外国における戦争、革命又は内乱
- の当事者の責めに帰することができない おいて生じた事由であつて、前払購入契約イ及び口に掲げるもののほか、本邦外に
- 続開始の決定その他これに準ずる事由 前払購入契約の相手方についての破産手
- 務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞前払購入契約の相手方の前払金に係る債 いものに限る。) (前払購入者の責めに帰することができな
- る一定額を限度として塡補する保険であつ する事由により受ける損失を保険契約で定め て、保険期間が三十年を超えないもの 海外投資を行つた者が次のいずれかに該当 対する配当金の支払請求権又は不動産に関 (ニにおいて「元本」という。)、株式等に以下このイ及びニにおいて同じ。) の元本 する権利等を外国政府等により奪われたこ 株式等(関係外国法人の株式等を含む。
- 業権、工業所有権その他の権利若しくは利設備、原材料その他の物に関する権利、鉱 ないものにより損害を受け、又は不動産、 くはその相手方の責めに帰することができ じた事由であつて海外投資を行つた者若し 内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生 の口及びホにおいて同じ。)が戦争、革命、 資の相手方(関係外国法人を含む。以下こ 事由が生じたこと。 の継続の不能又は第二十一条各号に掲げる 損害を受けて当該海外投資の相手方の事業 外国政府等によつて侵害されたことにより 益であつて事業の遂行上特に重要なものを 法第二条第十七項第一号に掲げる海外投 Ŧi.
- を行つた者の責めに帰することができない 邦外において生じた事由であつて海外投資 事業の用に供することができなくなつたこ 損害を受けて当該不動産に関する権利等を ものにより不動産に関する権利等について 戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本
- によるものを除く。) に伴い支払われた金 元本の喪失(イ、ロ又はホに掲げる事由

外国の地域、関係外国法人に係る支払金等 う。)

を次のいずれかに該当する事由によ することができなかつたこと。 にあつては保険契約で定める地域)に送金 てはその本店又は主たる事務所が所在する 国法人等が行つた海外投資に係る支払金等 り二月以上の期間にわたつて本邦(出資外 額(以下このニにおいて「支払金等」とい によるものを除く。)に伴い支払われた金 する権利等の喪失(イ又はハに掲げる事由 (関係外国法人に係るものを除く。) にあつ 株式等に対する配当金又は不動産に関

- 限又は禁止 外国において実施される為替取引の制
- る為替取引の途絶 外国における戦争、革命又は内乱によ

(2)

- 外国政府等による当該支払金等の管理
- (4)許可をしなかつたこと。 あらかじめ約していた場合においてその は外国政府等がその許可をすべきことを 当該支払金等の送金の許可の取消し又
- 等の没収 発生後における外国政府等による支払金 (1) から(4) までに掲げる事由の

法第二条第十七項第一号に掲げる海外投

損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の よつて保証債務を履行したことにより受ける 主たる債務者の債務の不履行が生じたことに ずれかに該当する事由により保証債務に係る ことにより受ける損失又はイからニまでのい 債権等の貸付金等を回収することができない かに該当する事由により海外事業資金貸付金 海外事業資金貸付を行つた者が次のいずれ 準ずる事由が生じたこと。 破産手続開始の決定(ロに掲げるものを除 資について、海外投資の相手方についての とができないものに限る。)その他これに き、海外投資を行つた者の責めに帰するこ

- る。) により受ける損失を保険契約で定める 間を経過する日までの期間にわたるものに限 一定額を限度として塡補する保険 外国において実施される為替取引の制限
- 外国における戦争、革命又は内乱
- の責めに帰することができないもの 証債務に係る主たる債務者若しくは債権者 手方又は保証債務を負担した者若しくは保 おいて同じ。)を行つた者若しくはその相 貸付(保証債務の負担を除く。ニ及びホに おいて生じた事由であつて、海外事業資金 イ及び口に掲げるもののほか、本邦外に
- 始の決定その他これに準ずる事由 に係る主たる債務者についての破産手続開 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務
- ができないものに限る。) 業資金貸付を行つた者の責めに帰すること 定める期間以上の債務の履行遅滞(海外事 海外事業資金貸付の相手方の保険契約で
- 第四条 株式会社日本貿易保険(以下「会社」と 会社(会社の保証人が当該償還若しくは買入れ る場合には、会社が適当と認める者に当該失わ に法第二十四条第二項の代わり社債券を発行す いう。) は、社債券を失つた者に交付するため る保証状を徴するものとする。 対し補塡することとなることが確実と認められ 又は利子の支払をしたときは、当該保証人)に 買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を 証人が適当と認める者がその償還金額若しくは て償還をし、若しくは消却のための買入れを るときは、会社は、当該失われた社債券につい ければならない。この場合において、必要があ 券を失つた者に失つたことの証拠を提出させな し、又は当該失われた社債券に附属する利札に れた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債 ついて利子の支払をしたときは会社及びその保 (法第二十四条第二項の代わり社債券の発行)
- 第五条 会社は、社債券又はその利札を失つた者 利札の番号を確認させ、かつ、当該社債券又は 社が適当と認める者に当該失われた社債券又は 社債券又は代わり利札を発行する場合には、会 に交付するために法第二十六条第二項の代わり なければならない。この場合において、必要が 利札を失つた者に失つたことの証拠を提出させ あるときは、会社は、当該失われた社債券につ (法第二十六条第二項の代わり社債券等の発行)

得した求償権に基づき取得し得べき金額の回

とによつて保証債務を履行したことにより取 当する事由によるものを除く。)が生じたこ 債務の不履行(イからニまでのいずれかに該

が求償権の取得の日から保険契約で定める期 責めに帰することができず、かつ、その状態 収ができないこと(保証債務を負担した者の

> と認める者がその償還金額若しくは買入価額又 の保証人たる政府が当該償還若しくは買入れ又 は利子の支払金額に相当する金額を会社(会社 められる保証状を徴するものとする。 府)に対し補塡することとなることが確実と認 は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政 したときは会社及びその保証人たる政府が適当 しくは当該失われた利札について利子の支払を し、又は当該失われた社債券に附属する利札若 いて償還をし、若しくは消却のための買入れを

(法人税に係る課税の特例)

第六条 会社が各事業年度(法人税法(昭和四十 金額を除く。)の百分の五十に相当する金額。 うち、当該金銭債権に係る債務者から受け入れ 財務省令で定める金銭債権(これらの」と、 第五項(法人税に係る課税の特例)に規定する 法(昭和二十五年法律第六十七号)第三十七条 第三十七条第五項に規定する財務省令で定める 年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規 第五項」とする。 分の金額及び保証債務の履行その他により取立 た金額があるため実質的に債権とみられない部 のは「(当該財務省令で定める金銭債権にあつ 類する事由による損失」と、「(第五項」とある 二条の規定の適用については、同条第一項中 金銭債権を有する場合における法人税法第五十 定する事業年度をいう。)終了の時において法 て又は弁済の見込みがあると認められる部分の ては、当該金銭債権の額(当該金銭債権の額 「その損失」とあるのは「貸倒れその他これに もの(当該」とあるのは「もの及び貿易保険

(普通貿易保険)

- 第七条 法第四十四条第二項第三号の貨物は、 のとおりとする。 次
- びにその部分品及び附属品 設備(航空機、船舶及び車両を含む。) 並.
- 第八条 法第四十四条第二項第四号の費用は、 一 前号の貨物以外の貨物のうち、特定の仕 るものであつて、経済産業大臣が定めるもの 地への輸出を目的として生産されたもので、 における販売が著しく困難であると認められ 当該仕向地以外の仕向地への輸出又は本邦内 次
- 輸出貨物又は仲介貿易貨物の運賃

のとおりとする。

に要する費用 輸出貨物又は仲介貿易貨物の保管又は維持

輸出貨物又は仲介貿易貨物を積載している

約金の支払に要する費用 を内容とする契約の解除に伴う賠償金又は違 輸出貨物又は仲介貿易貨物を輸送すること

輸出貨物又は仲介貿易貨物の輸送に係る保

六 技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関 する業務に従事する者の人件費

赴任させるために要する費用 せ、又はその業務を再開する目的で当該地へ する業務に従事する者を、当該技術の提供若 しくはこれに伴う労務の提供の地から退避さ 技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関

要な施設又は設備の設置又は改修に要する する業務に従事する者の安全の確保に関し必 技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関

(出資外国法人等貿易保険) めに使用する施設又は建設機械の賃借料 技術の提供又はこれに伴う労務の提供のた

第九条 法第四十八条第二項第一号トの政令で定 第十条 法第四十八条第二項第二号の貨物は、 次

設備(航空機及び船舶を含む。)

のとおりとする。

第十一条 法第四十八条第二項第三号の費用は、 次のとおりとする。 石油、可燃性天然ガス、石炭及び金属鉱物

等仲介貿易貨物の運賃 出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人

一 出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人 等仲介貿易貨物の保管又は維持に要する費用 出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人

出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物を積載している船舶の停泊料 契約の解除に伴う賠償金又は違約金の支払に 等仲介貿易貨物を輸送することを内容とする 要する費用

六 技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関 等仲介貿易貨物の輸送に係る保険 出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人

する業務に従事する者の人件費 する業務に従事する者を、当該技術の提供若 しくはこれに伴う労務の提供の地から退避さ 技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関

> 赴任させるために要する費用 せ、又はその業務を再開する目的で当該地へ

要な施設又は設備の設置又は改修に要する する業務に従事する者の安全の確保に関し必 技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関

(貿易代金貸付保険) めに使用する施設又は建設機械の賃借料 技術の提供又はこれに伴う労務の提供のた

第十二条 法第五十一条第二項の附帯の債権は、 次のとおりとする。

(為替変動保険) 遅延損害金

(航空機、船舶及び車両を含む。)並びにその部第十三条 法第五十四条第二項の貨物は、設備 分品及び附属品とする。

第十四条 法第五十四条第二項の外国通貨は、 のとおりとする 次

アメリカ合衆国通貨

英国通貨

欧州経済通貨統合参加国通貨

スイス連邦通貨

第十六条 法第五十五条の割合は、百分の十七とついては二年、長期については十五年とする。 第十五条 法第五十四条第二項の期間は、短期に

(輸出手形保険)

第十七条 法第五十七条第一項の政令で定める者 次のとおりとする。

合及び信用協同組合連合会 会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合

三 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央 を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業

(輸出保証保険)

第十八条 法第六十二条第二項の政令で定める者 次のとおりとする。

合及び信用協同組合連合会 会、労働金庫、労働金庫連合会、 長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合 信用協同組

三 農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫 一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業 を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 及び株式会社日本政策投資銀行

兀 百五号)第二条第九項に規定する外国損害保 損害保険会社(保険業法(平成七年法律第

第十九条 法第六十二条第二項の貨物は、 能を営む総合体を構成する設備とする。 一の機

第二十条 法第六十二条第二項の技術の提供又は これに伴う労務の提供は、次のとおりとする。 建設工事及び土木建築工事 画、立案、助言、設計、監督及び検査(以下 「調査等」という。)並びにこれに伴う設備の 設備の建設及び土木建築に関する調査、企

二 設備 (航空機、船舶及び車両を含む。) 製造及び利用に関する調査等 の

第二十一条 法第六十九条第二項第二号の事 海外投資保険) 次のとおりとする。 由

事 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由 破産手続開始の決定その他これに準ずる

事由 (著しい債務超過となつている場合に限

一月以上の事業の休止

第二十二条 法第六十九条第二項第四号の期間 は、二月とする。 の期間継続している場合に限る。 事業の遂行上重大な支障の発生(一月以上

第二十三条 法第六十九条第三項の期間は、三十 められるときは、三十年にその事業の全部を開始するまでに相当の期間を要すると認 年とする。ただし、当該外国法人がその事業の 大臣が定める期間を加えた期間とする。 始するまでに要する期間以内において経済産業

第二十五条 法第七十条第五項第三号の事由 第二十四条 法第七十条第五項第二号の期間は 二月とする。 は、

次のとおりとする。 のに限る。) は禁止(二月以上の期間継続して行われたも 外国において実施される為替取引の制限又

八号)

二 外国における戦争、 に限る。) 替取引の途絶(二月以上の期間継続したもの 革命又は内乱による為

三 法第六十九条第二項第一号から第三号まで 他これらに準ずる有価証券で取得したもので ある場合において、戦争、革命、 のいずれかに該当する事由の発生により取得 した金額が譲渡を禁止された国債、公債その 内乱又は外

行われなくなつたこと 国政府等の行為により当該有価証券の償還が

ができなくなつたこと。 号のいずれかに該当する事由の発生により取 又は取得し得べき金額を金銭で取得すること 得した金額(金銭で取得したものを除く。) 命、内乱又は外国政府等の行為により法第六 十九条第二項第一号から第三号まで又は第五 前号に規定する場合を除くほか、戦争、

(スワップ取引保険)

第二十六条 法第七十四条第二項の債権は、 とおりとする。 次の

号に掲げる取引をいう。 の解約に伴う清算金 三年法律第二十五号)第二条第二十二項第五 スワップ取引(金融商品取引法(昭和二十 次号において同じ。)

二 スワップ取引に基づき支払を受けるべき 金銭

附 則 抄

1 する。 この政令は、昭和二十八年八月一日から施行

2 百四十六号) 輸出信用保険法施行令(昭和二十五年政令第 八 附号 訓 則 は、廃止 (昭和三一年四月一六日政令第九 する。

この政令は、 公布の日から施行する

附 則 (昭和三二年五月二日政令第九五

この政令は、 附 則 号 (昭和三三年七月三〇日政令第二 公布の日から施行する。

この政令は、 昭和三十三年八月一日から施行

三五号)

則 (昭和三三年一二月一〇日政令第

この政令は、 附 三二六号) 則 (昭和三七年六月四日政令第二三 公布の日から施行する。

この政令は、 二四号) 附 則 (昭和三七年一一月一日政令第四 公布の日から施行する

この政令は、 九三号) (昭和三九年六月二二日政令第一 公布の日から施行する

する。 この政令は、 昭和三十九年七月一日から施

四附号副 則 (昭和四〇年三月三〇日政令第六

る。 この政令は、 昭和四十年四月一日から施行す

九 附 七 号) .昭和四〇年八月三一日政令第二

この政令は、 昭和四十年九月一日から施行す

この政令は、 二四号) (昭和四五年五月一五日政令第 公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和四七年一月二〇日政令第四

附 則 三七七号) (昭和四九年一一月二八日政令第

る。

律(昭和四十九年法律第六十一号)の施行の日この政令は、輸出保険法の一部を改正する法 設備等輸出為替損失補償法施行令(昭和二十(設備等輸出為替損失補償法施行令の廃止) (昭和四十九年十一月二十九日)から施行する。

年政令第百六十五号)は、廃止する。 (昭和五〇年六月一三日政令第一

この政令は、公布の日から施行する。 八二号)

附則 (昭和五二年九月二四日政令第二

(施行期日) 八二号) 抄

律の施行の日((昭和五十二年十月一日)から施、輸出保険法の一部を改正する法

九 附 〇 号 則 (昭和五六年九月二六日政令第二

この政令は、 昭和五十六年十月一日から施行 1

昭和五九年五月一八日政令第一

この政令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五九年一一月一三日政令第

計法の一部を改正する法律の一部の施行の日この政令は、輸出保険法及び輸出保険特別会 三二五号)

(昭和五十九年十一月十七日)から施行する。 0号) .昭和六二年三月三〇日政令第八

この政令は、 昭和六十二年四月一日 から施行

> 一六号) 附 則 (昭和六二年九月二六日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年十月一日 施行する。

四附号訓 則 (昭和六三年三月二五日政令第五

この政令は、 昭和六十三年四月一日から施行

四附号訓 則 抄 (平成五年六月二三日政令第二一

(施行期日)

律の施行の日 この政令は、 (平成五年八月一日) から施行す、貿易保険法の一部を改正する法

二 附 六 号 則 (平成七年一二月二二日政令第四

四月一日)から施行する。 この政令は、保険業法の施行の日 (平成八年

(施行期日)

八 附 七号) (平成九年一二月二五日政令第三 抄

(施行期日)

する。 附 則 (平成一二年六月七日政令第三一

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 (施行期日)

三号) 附 則 (平成一二年六月七日政令第三三

四月一日から施行する。 (施行期日) この政令(第一条を除く。)は、平成十三年

(施行期日) (平成一四年一二月六日政令第三 抄

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施 行する。

この政令は、平成十五年四月一日から施行す 二五号) 附 則 (平成一五年三月三一日政令第

七〇号) (平成一六年九月一〇日政令第二 第一条 この政令は、

この政令は、

公布の日から施行する。

する。

(施行期日)

令和四年四月一日から施

(施行期日) (平成一六年一〇月二〇日政令第

1 この政令は、破産法の施行の日 月一日)から施行する。 (平成十七年

附 則 三六九号) 抄 (平成一九年一二月一四日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施 行する。 則 抄(平成二〇年五月二一日政令第

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 九附号則 則 (平成二〇年七月四日政令第二一 平成二十年十月一日から施

八〇号)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の 等の一部を改正する法律(以下「改正法」とい 合理化を図るための社債等の振替に関する法律 う。)の施行の日から施行する。

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行

三七号)

(平成二〇年七月二五日政令第二

一号)抄 第一条 この政令は、 (施行期日)

行する。

附

則

抄(平成二六年九月二五日政令第三

平成二十年十月一日から施

一二号)

(平成十三年一月六日) から施行する。

律の施行の日(平成二十六年十月一日)から施1 この政令は、貿易保険法の一部を改正する法 行する。 (施行期日)

する。 この政令は、平成二十八年四月一日から施附 則 (平成二八年一月五日政令第一号 (平成二八年一月五日政令第一号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行 号附 (平成二九年一月二〇日政令第四

号 附 (令和元年七月一二日政令第五六

この政令は、公布の日から施行する。 七号) 則 (令和二年六月二六日政令第二〇

> 則 (令和四年六月一七日政令第二二

和四年七月一日)から施行する。 律(令和四年法律第二十五号)の施行の日 この政令は、貿易保険法の一 の施行の日(令一部を改正する法